

利用者負担（保育料）基準額表

階層	定義 (金額は世帯構成員の市町村民税所得割合算額※ ¹)	世帯年収 (おおむねの目安)	利用者負担額	
			標準時間	短時間
1	生活保護世帯または里親		0円	0円
2	市町村民税非課税者※ ²	260万円未満	0円	0円
3-1	48,600円未満の要保護者等※ ³	330万円未満	6,650円	5,150円
3-2	48,600円未満	330万円未満	14,300円	11,300円
4-1	48,600円以上 77,101円未満の要保護者等※ ³	360万円未満	7,150円	5,650円
4-2	48,600円以上 97,000円未満	470万円未満	23,700円	20,700円
5	97,000円以上 169,000円未満	640万円未満	35,800円	32,800円
6	169,000円以上 301,000円未満	930万円未満	39,300円	36,300円
7	301,000円以上 397,000円未満	1130万円未満	40,400円	37,400円
8	397,000円以上	1130万円以上	44,300円	41,300円

備考

※¹ 「市町村民税所得割合算額」とは、保育を利用する子どもの保護者（父母）およびその保護者と同一の世帯に属する方（祖父母等）の市町村民税の所得割額を合算した額をいいます。なお、子どもの父母がその世帯の家計の主宰者であると客観的に判断できる場合（父母の収入・納税額が祖父母等の収入・納税額を上回っている場合など）は、祖父母等の市町村民税所得割額を合算しない取扱いが可能です。

※² 「市町村民税非課税者」とは、保育を利用する月において、市町村民税が非課税となっている保護者をいいます（4月から8月までは前年度の課税状況、9月から翌年3月までは当年度の課税状況を見ます）。

※³ 「要保護者等」とは、①ひとり親世帯、②在宅障害児（者）がいる世帯、③生活保護法第6条第2項の「要保護者」に準ずる程度に困窮していると町長が認める世帯のいずれかに属する保護者をいいます。

【多子世帯の利用者負担（保育料）軽減】

- ・ 第3-1階層および第4-1階層については、第2子以降の保育料が0円となります。
- ・ 第3-2階層および第4-2階層（市町村民税所得割合算額が57,700円未満）については、第2子の保育料が半額となり、第3子以降の保育料が0円となります。
- ・ 第4-2階層（市町村民税所得割合算額が57,700円以上）から第8階層までについては、未就学児のうち2番目の年長者である子どもの保育料が半額となり、未就学児のうち3番目以降の子どもの保育料が0円となります。

（金武町立幼保連携型認定こども園設置条例施行規則別表第1を基に作成）